

# DBオンラインサービス操作説明会

## 明治安田生命からのご連絡

団体年金サービス部  
(団体年金サービス開発G)

2023年10月31日

# INDEX

01

裁定請求書の必要書類

02

基礎年金番号の登録と他制度掛金の  
法改正について

03

年金資産額報告書等に関する補足事項

# 01. 裁定請求書の必要書類

## (1) 裁定請求書の裏面に記載の必要書類

- 裁定請求書裏面に添付書類の一覧がありますが、添付書類をすべて提出する必要があるのか? というご照会をいただいております。
- 特に「戸籍抄本」や「本人確認書類」については今まで出したことがないという、ご意見が多く寄せられています。

○この請求書には次の書類を添えてください。また添付する書類の左欄に○印を記入ください。

添付有	書 類 名
	1. <u>生年月日に関する市区町村長の証明書または戸籍抄本</u>
	2. 「退職所得の受給に関する申告書」(退職所得に該当する場合)(注1)
	3. 会社からの退職金等の退職所得があった方はその「源泉徴収票」
	4. 個人番号確認書類(「マイナンバーカード(個人番号カード)の写し(両面)」、「通知カードの写し(注2)」、「住民票(個人番号付き)」のうちいずれか1つ)(注3)
	5. <u>本人確認書類(「運転免許証」、「パスポート」、「マイナンバーカード(個人番号カード)(顔写真のある面)」の写し等)(注4)</u>
	6. その他添付書類( )

### (2) 記載の必要書類の要否について

- 記載の書類は確定給付企業年金規約上、提出が求められているため記載しているものであり、今回の事務委託先変更により提出を求められたものではありません。
- 一方、給付金を請求される方は普段から会社等に勤務している従業員の方ですので、生年月日は確認済みであったり、ご本人からの請求であることは明確であるということで、提出不要と判断することも可能と考えます。
- また、給付金請求を裁定されるのは事業主さまですので、添付書類を当社およびC P B S社へ提出する必要はございません。
- 提出の省略可否は事業主さまにてご判断いただければと思います。

# 01. 裁定請求書の必要書類

## 【ご参考】厚生労働省の規約例 抜粋

規約型確定給付企業年金規約例	企業年金基金規約例	趣旨	留意事項
<p>(裁定)</p> <p>第11条 給付を受ける権利（以下「受給権」という。）は、その権利を有する者（以下「受給権者」という。）の請求に基づいて、<b>事業主が裁定する。</b></p> <p>2 事業主は、前項の規定により裁定をしたときは、遅滞なく、その内容を第51条第1項の規定により締結した契約の相手方（以下「資産管理運用機関」という。）に通知しなければならない。</p> <p>3 資産管理運用機関は、第1項の規定による裁定の内容に基づき、その請求をした者に給付の支給を行う。</p> <p>4 第1項の規定による給付の裁定の請求は、受給権者の氏名、性別、生年月日及び住所を記載した請求書に、<b>生年月日に関する市町村長</b>（特別区の区長を含むものとし、指定都市にあっては、区長又は総合区長とする。以下同じ。）の<b>証明書又は戸籍の抄本その他の生年月日を証する書類</b>（以下この条において「基本添付書類」という。）を添付して、<b>事業主に提出</b>することによって行う。</p>	<p>(裁定)</p> <p>第47条 給付を受ける権利（以下「受給権」という。）は、その権利を有する者（以下「受給権者」という。）の請求に基づいて、<b>基金が裁定する。</b></p> <p>2 基金は、前項の規定による裁定の内容に基づき、その請求をした者に給付の支給を行う。</p> <p>3 第1項の規定による給付の裁定の請求は、受給権者の氏名、性別、生年月日及び住所を記載した請求書に、<b>生年月日に関する市町村長</b>（特別区の区長を含むものとし、指定都市にあっては、区長又は総合区長とする。以下同じ。）の<b>証明書又は戸籍の抄本その他の生年月日を証する書類</b>（以下この条において「基本添付書類」という。）を添付して、<b>基金に提出</b>することによって行う。</p>	<p>○ 法第30条及び規則第33条の規定の趣旨を明確化するために規約に定めるもの。</p>	<p>○ 障害給付金及び遺族給付金の支給は任意であること（法第29条第2項）。</p>

## 02. 基礎年金番号の登録と他制度掛金の法改正について

### 確定給付企業年金 基礎年金番号未登録者一覧

- 毎月第1営業日に、前月末日時点で基礎年金番号が登録されていない加入者を一覧にしてご提供しております。  
(オンラインサービスに「確定給付企業年金 基礎年金番号未登録者一覧」を掲載)
- その際、なぜ基礎年金番号の登録が必要なのかというご照会をいただいております。

帳票見本

企業年金株式会社

御中

確定給付企業年金 基礎年金番号未登録者一覧

作成日:令和5年10月

規約番号 関規第999999号

証券(団体)番号0011111-1-001

明治安田生命保険相互会社

(事務代行会社)

企業年金ビジネスサービス株式会社

加入者番号	加入者氏名	性別	生年月日	備考
100	メイジ タロウ	男性	S50.1.1	
200	メイジ タロウ ヤスタ タロウ	男性	S40.1.1	
300	メイジ ハナコ メイジ ハナコ	女性	S50.1.1	
400	ヤスタ ハナコ ヤスタ ハナコ	女性	S60.1.1	

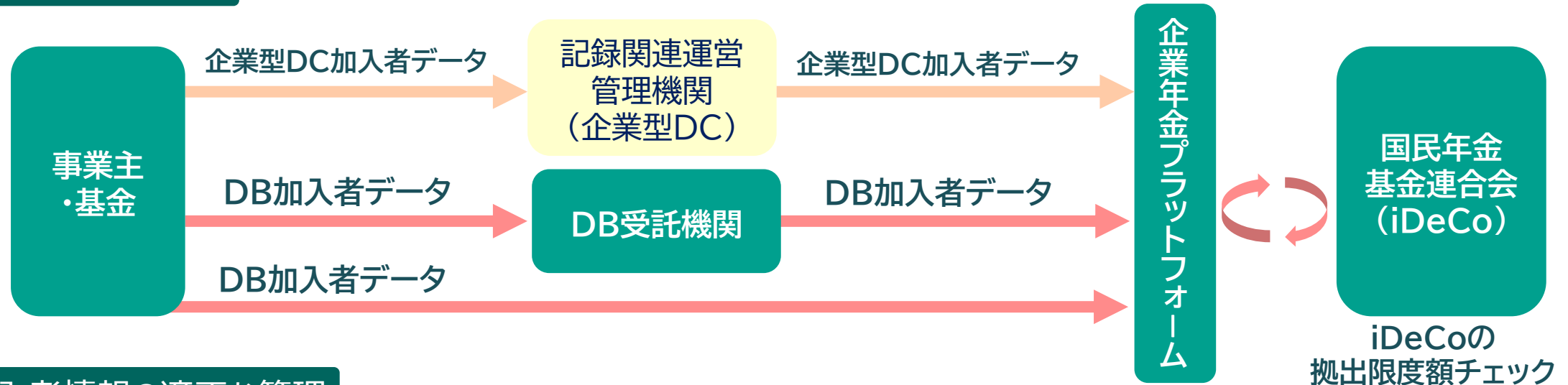
法改正により、2024年11月までに全加入者の登録が必須

## 02. 基礎年金番号の登録と他制度掛金の法改正について

- 2024年12月から、DBの他制度掛金相当額・企業型DC事業主掛金・iDeCo掛金の合計額管理を実施するため、すべてのDB加入者データを企業年金連合会が整備する「企業年金プラットフォーム」(以下「企年PF」)に毎月登録することが義務付けられました。
- 企年PFには幹事会社(明治安田生命)を通じて、加入者の『基礎年金番号・生年月日・性別・DBの他制度掛金相当額』等を毎月自動登録するため、すべての加入者の基礎年金番号をご登録いただく必要があります。

### 企年PFの仕組み

毎月末のDB、企業型DC、iDeCoの加入者情報を集約し照合を行ないます



### 加入者情報の適正な管理

企年PFでは、本人識別を「基礎年金番号」「性別」「生年月日」で行なうため、明治安田生命が管理する加入者データに基礎年金番号の登録をお願いします。 正確な情報が登録されていない場合は、国民年金基金連合会が保有するiDeCoの加入者情報と不整合となり、iDeCoの掛金が拠出できなくなる場合があります。

### (1) 年金資産額報告書とは

- 年金資産額は年一回の収支決算において残高をお知らせしていますが、収支決算とは別に年金資産残高を確認したい場合にご提供する報告書です。
- 用途の一つに退職給付会計における退職給付引当金の計算があり、経理部門から依頼を受けてご提供することが多いと考えられます。

### (2) 移行に伴う変更点

- オンラインサービスの帳票取出機能にて、年金資産額報告書を取り出させていただきます。
- 収支情報については別途オンラインサービスから取得いただきます。
- 複数事業主制度のお客さま、退職給付会計を簡便法で登録していたお客さまにおかれては、変更により出力されないページがあります。
- これらの変更による代替的な取得方法につきましては、「団体年金 事務委託先変更」ホームページの「事務取扱いマニュアル」にある「事務のしおり（資産管理編）〈DB〉」の2-3ページをご参照いただくようお願いいたします。



## 【ご参考】事務のしおり（資産管理編）＜DB＞

### 団体年金 事務再委託先変更 【確定給付企業年金保険(DB)のご契約者さま】

説明資料

解説動画

オンライン操作  
マニュアル

デモツール

事務取扱い  
マニュアル

WEBサービス  
(外部サイト)

事務取扱いマニュアルは、こちらのページの「各ダウンロードボタン」からダウンロードいただけます。  
お使いのブラウザによって、ファイルが正しく表示されない場合やファイルがダウンロードされない場合があります。

[事務のしおり＜DB＞](#)  (PDF 3.11MB)

↓ ダウンロード

[事務のしおり別冊\(帳票見本\)＜DB【規約型】＞](#)  (PDF 13.3MB)

↓ ダウンロード

[事務のしおり別冊\(帳票見本\)＜DB【基金型】＞](#)  (PDF 13.1MB)

↓ ダウンロード

[事務のしおり別冊＜DB【キャッシュバランス制度】＞](#)  (PDF 1.31MB)

↓ ダウンロード

[事務のしおり\(資産管理編\)＜DB＞](#)  (PDF 2.89MB)

↓ ダウンロード

### (3) 複数事業主のお客さま、簡便法採用のお客さまへの補足事項

- 昨年度、複数事業主のお客さま、簡便法採用のお客さまへは経理部門の方用のご案内文書を送付しております。
- 経理部門の方から数値の提供依頼を受けた場合は当書類に記載のお取扱いをいただくようお願いいたします。
- 資料については、「団体年金 事務委託先変更」ホームページから現在も取得可能です。

団体年金 事務再委託先変更 【確定給付企業年金保険(DB)のご契約者さま】

説明資料 | 解説動画 | オンライン操作マニュアル | デモツール | 事務取扱いマニュアル | WEBサービス(外部サイト)

2022年5月ご案内

[ダイレクト事務導入のご案内](#) (PDF 1.61MB) [ダウンロード](#)

※あわせて[解説動画](#)もご確認ください。

【該当するご契約者さまにのみご案内】

[年金資産等報告書の出力方法の変更について](#) (PDF 190KB) [ダウンロード](#)

[【別紙】按分基準額編](#) (PDF 368KB) [ダウンロード](#)

[【別紙】簡便法編](#) (PDF 389KB) [ダウンロード](#)

#### (4) 業務委託費の明細、年金数理人費の出力時期変更について

- 財政決算月の直前に送付しておりました業務委託費請求書、年金数理人手数料請求書に記載の数値は、収支決算資料である「保険資産に関するご報告」の資料に含まれることになります。
- 財政決算月の翌月以降にご提供いたします。（なお、年金数理人費については基本的に毎年同額です）

The diagram illustrates the process of generating a check stub from a request form. On the left is a form titled '業務委託費に関する支払請求書' (Request for Payment of Business Commission Fees). It includes fields for the company name (〇〇〇株式会社), the amount (000,000円), and the date (平成〇年〇月〇日). A large green arrow points from this form to the right, where a check stub is shown. The check stub is titled '確定給付企業年金制度 保険資産に関するご報告 (明治安田生命分)' (Defined Contribution Pension System Insurance Assets Report (Meiji Aizumi Life Share)). It displays the account number (543-0022), the amount (000,000円), and the date (平成〇年〇月〇日). A green box labeled '帳票見本' (Check Stub Sample) is overlaid on the right side of the check stub.

※ 基金型は経理処理に必要であるため従来どおり作成されます